



習志野市は、持続可能な開発目標「SDGs」に取り組んでいます。

第7期習志野市障がい福祉計画

第3期習志野市障がい児福祉計画

(令和6年度～令和8年度 実施計画)

概要版



習志野市イメージキャラクター
「ナラシド♪」

令和6年3月

習志野市

計画策定の背景

わが国の障がい者施策は、障がいのある人および障がいのある子（以下「障がいのある人」）が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うことにより、障がいのある人もない人も、すべての国民が互いに人格と個性を尊重し合い、安心して暮らすことのできる「共生社会」の実現を目指し、さまざまな制度を整備してきました。

「障害福祉計画」および「障害児福祉計画」は、障害福祉サービス等の提供体制を計画的に整備する仕組みとして導入されたものです。

障害福祉計画・障害児福祉計画とは

「障害福祉計画」は、平成18年施行の障害者自立支援法（平成25年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」に改正）において、市町村にその策定が義務づけられ、「障害児福祉計画」は、平成30年の児童福祉法の改正において、市町村にその策定が義務づけられました。

障害福祉計画および障害児福祉計画は、国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」）に即して、都道府県および市町村において策定するものとなっています。この指針は、障害者総合支援法および児童福祉法の趣旨ならびに障害者権利条約および障害者の権利に関する委員会の総括所見における勧告の趣旨等を踏まえたものであり、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援、障害児入所支援および障害児相談支援等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とするものです。都道府県の障害福祉計画および障害児福祉計画における障害福祉サービス等の量の見込みを定める区域として、障害保健福祉圏域が定められており、本市は、八千代市および鎌ヶ谷市の3市で構成する習志野圏域に属しています。

習志野市障がい福祉計画・習志野市障がい児福祉計画とは

「第7期習志野市障がい福祉計画・第3期習志野市障がい児福祉計画」は、「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の実績と、本市の障がいのある人の現状などを踏まえ、障害福祉サービス等および障害児通所支援等の提供体制の確保と、障害者総合支援法および児童福祉法に基づく事業の円滑な実施について定めた計画として策定しました。

計画の位置づけ

本市は、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とする「第5期習志野市障がい者基本計画」を策定しました。この計画は、障害者基本法に基づくものであり、本市の障がいのある人のための施策に関する基本的な計画で、目指すべき将来像として「誰もが互いに人格と個性を尊重し、地域で自分らしく暮らすことができるみんなのまち習志野」を掲げています。

「第7期習志野市障がい福祉計画・第3期習志野市障がい児福祉計画」は、この「第5期習志野市障がい者基本計画」を具体化する計画（下位計画）として位置づけます。

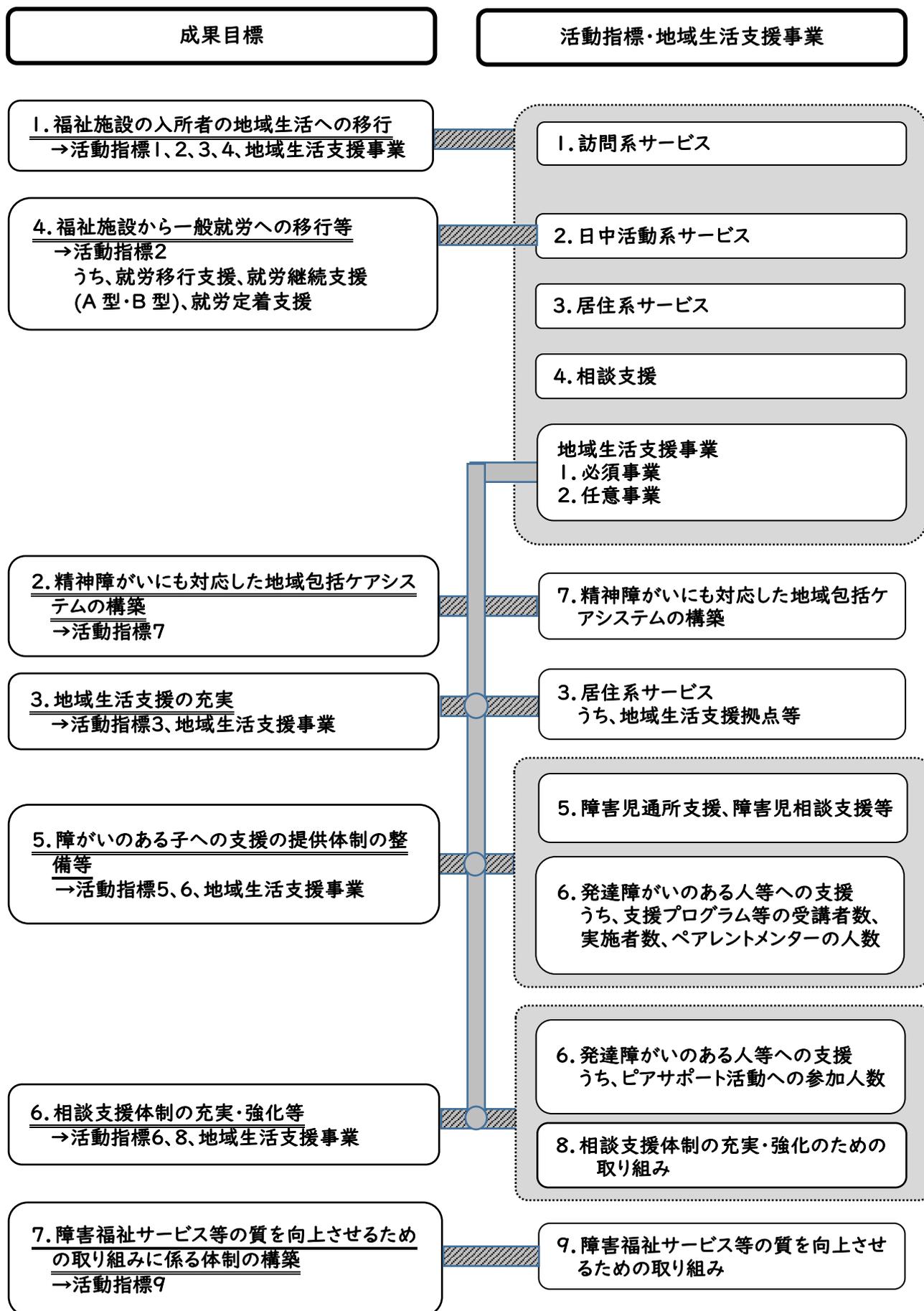
計画の期間

本計画の期間を、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

ただし、計画期間中に計画の内容に大きく影響を及ぼす制度改正などがあった場合は、必要に応じて見直しを行うものとします。

年度 根拠法	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
障害者基本法	第5期習志野市障がい者基本計画（令和6年度～令和11年度）					
障害者 総合支援法	第7期習志野市障がい福祉計画			第8期習志野市障がい福祉計画 （予定）		
児童福祉法	第3期習志野市障がい児福祉計画			第4期習志野市障がい児福祉計画 （予定）		

成果目標と活動指標または地域生活支援事業の関係図



1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

本編 P.26参照

	目標値 (令和8年度末)	基本指針の考え方
施設入所から地域生活への移行者数	12人	令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行する
施設入所者数	99人	令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

本編 P.27参照

基本指針は、成果目標として令和8年度における以下3点の目標値の設定についての考え方を示しています。これらについては、いずれも都道府県が実施主体となっています。

【県が実施主体の成果目標】

- ・精神障がいのある人の精神病床からの退院の促進を図ることとし、精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数
- ・精神病床における1年以上の長期入院患者数
- ・精神病床における早期退院率

本計画では、千葉県が設定した成果目標を達成するための活動指標を設定します。

【市での活動指標】

- ・保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数
- ・保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
- ・保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数
- ・精神障がいのある人の地域移行支援の利用者数(1月あたり)
- ・精神障がいのある人の地域定着支援の利用者数(1月あたり)
- ・精神障がいのある人の共同生活援助の利用者数(1月あたり)
- ・精神障がいのある人の自立生活援助の利用者数(1月あたり)
- ・精神障がいのある人の自立訓練(生活訓練)の利用者数(1月あたり)

3. 地域生活支援の充実

本編 P.28参照

- ・地域生活支援拠点等の機能の充実を図る
- ・地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等との緊急時の連絡体制の構築
- ・地域共生協議会において年1回以上運用状況を検証および検討する

4. 福祉施設から一般就労への移行等

本編 P.29~参照

	目標値 (令和8年度末)	基本指針の考え方
就労移行支援事業等から一般就労への移行者数	43人	令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上を基本とする
うち、 <u>就労移行支援事業</u> から一般就労への移行者数	31人	令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上を基本とする
うち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所数	5割	全体の5割以上とすることを基本とする
うち、 <u>就労継続支援(A型)事業</u> から一般就労への移行者数	6人	令和3年度の一般就労への移行実績のおおむね1.29倍以上を目標とする
うち、 <u>就労継続支援(B型)事業</u> から一般就労への移行者数	6人	令和3年度の一般就労への移行実績のおおむね1.28倍以上を目標とする
就労移行支援事業等から一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業を利用する者の数	29人	令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする
就労定着支援事業所ごとの就労定着率7割以上の事業所の割合	2割5分	就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする

5. 障がいのある子への支援の提供体制の整備等

本編 P.31~参照

- ・児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障がいのある子の地域社会への参加、ソーシャルインクルージョンを推進する体制を構築する。
- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保する。
- ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を継続的に開催するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを配置する。

6. 相談支援体制の充実・強化等

本編 P.33参照

- ・総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化および関係機関等との連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターによる、地域の相談支援体制の強化を実施します。
- ・地域共生協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等に取り組みます。

7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

本編 P.34参照

- ・障害福祉サービス等に係る各種研修を活用する。
- ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する。

1. 訪問系サービス

本編 P.36～参照

(1月あたり)

	事業内容		量の見込み		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	居宅における介護（入浴・排せつ・食事など）、家事（調理・洗濯・掃除など）、生活などに関する相談と助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。	利用者数	232人	242人	252人
		利用量	2,013時間	2,065時間	2,118時間
重度訪問介護	重度の肢体不自由のある人・知的障がいのある人・精神障がいのある人で常時介護を要する人に、居宅における介護（入浴・排せつ・食事など）、家事（調理・洗濯・掃除など）、生活などに関する相談と助言、その他の生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護を総合的にを行います。	利用者数	20人	24人	28人
		利用量	3,748時間	4,189時間	4,683時間
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難がある障がいのある人に、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や排せつ・食事の介護など、移動する際に必要な援助を行います。	利用者数	48人	48人	48人
		利用量	596時間	596時間	596時間
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより、行動上に著しい困難を伴う障がいのある人で、常時介護を要する人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ・食事の介護など、行動する際に必要な援助を行います。	利用者数	20人	20人	20人
		利用量	339時間	362時間	388時間
重度障害者等 包括支援	常時介護を要する障がいのある人で、介護の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護などを包括的に提供します。	利用者数	0人	0人	0人
		利用量	0時間	0時間	0時間

2. 日中活動系サービス

本編 P.39~参照

(1月あたり)

	事業内容		量の見込み		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	主として昼間に、入浴・排せつ・食事などの介護を行うとともに、調理・洗濯・掃除などの家事、生活などに関する相談・助言、その他必要な日常生活の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供など、身体機能または生活能力の向上のために必要な支援を行います。	利用者数	283人	296人	296人
		利用量	4,948日	5,113日	5,282日
生活介護のうち、「重度障がい者の生活介護」の利用者数			25人	27人	29人
上記「重度障がい者の生活介護」のうち、強度行動障がい			18人	19人	21人
上記「重度障がい者の生活介護」のうち、高次脳機能障がい			1人	1人	1人
上記「重度障がい者の生活介護」のうち、医療的ケアを必要とする人			3人	3人	3人
(機能訓練) 自立訓練	身体障がいのある人や難病の人などの居宅を訪問し、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションや生活などに関する相談・助言など、必要な支援を行います。	利用者数	2人	2人	2人
		利用量	24日	24日	24日
(生活訓練) 自立訓練	知的障がいのある人または精神障がいのある人に一定期間、自立した日常生活を営むために必要な訓練や生活などに関する相談・助言など、必要な支援を行います。	利用者数	37人	37人	37人
		利用量	262日	262日	262日
就労選択支援	障がいのある人が、一般就労や就労系障害福祉サービス事業所などを自ら選択することや、就労開始後の配慮事項の整理等を通じて本人の能力や適性、地域社会や地域の事業所の状況に合った選択ができることを目指して、必要な支援を行います。	利用者数		14人	14人
就労移行支援	一般就労を希望する人に、定められた期間、生産活動など、一般就労に向けた活動の機会を提供することを通じて、就労に必要な知識と能力の向上を図ります。 就労を希望しているが、さまざまな要因から就労することが困難である人には、就労に必要な知識、技術の習得、就労先の紹介など、必要な支援を行います。	利用者数	120人	120人	120人
		利用量	1,057日	1,057日	1,057日

	事業内容		量の見込み		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
(A型) 就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識と能力の向上のための訓練など、必要な支援を行います。雇用契約を結ぶA型と雇用契約を結ばないB型があります。	利用者数	104人	113人	113人
		利用量	1,721日	1,955日	1,955日
(B型) 就労継続支援		利用者数	346人	367人	367人
		利用量	4,252日	4,473日	4,473日
就労定着支援	一般就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業や関係機関との連絡調整、相談支援を通じた生活面の課題を把握し、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。対象者は生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して一般就労した障がいのある人です。	利用者数	73人	73人	73人
療養介護	医療と常時介護を必要とする障がいのある人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護と日常生活に係る支援を行います。	利用者数	16人	16人	16人
(福祉型) 短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴・排せつ・食事の介護その他の必要な支援を行います。利用者の状態などにより福祉型と医療型に分けられます。	利用者数	131人	131人	131人
		利用量	618日	660日	704日
短期入所(福祉型)のうち、「重度障がい者の短期入所(福祉型)」の利用者数			15人	15人	15人
上記「重度障がい者の短期入所(福祉型)」のうち、強度行動障がい			12人	12人	12人
上記「重度障がい者の短期入所(福祉型)」のうち、高次脳機能障がい			1人	1人	1人
上記「重度障がい者の短期入所(福祉型)」のうち、医療的ケアを必要とする人			2人	2人	2人
(医療型) 短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴・排せつ・食事の介護その他の必要な支援を行います。利用者の状態などにより福祉型と医療型に分けられます。	利用者数	8人	8人	8人
		利用量	31日	31日	31日
短期入所(医療型)のうち、重度障がい者の短期入所(医療型)の利用者数			1人	1人	1人

3. 居住系サービス

本編 P.44～参照

(1月あたり)

	事業内容		量の見込み		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助、精神科病院などを利用して障がいのある人で一人暮らしへの移行を希望する人や一人暮らしの継続に課題がある人を対象に、必要な理解力や生活力を補うために、一定の期間、定期的な居宅訪問や随時の対応による支援を行います。	利用者数	2人	2人	2人
共同生活援助	主に夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談や入浴、排せつ、食事の介護など、必要な日常生活上の援助を行います。	利用者数	288人	325人	325人
共同生活援助のうち、重度障がい者の共同生活援助の利用者数			7人	8人	8人
上記「共同生活援助」のうち、強度行動障がい			3人	3人	3人
上記「共同生活援助」のうち、高次脳機能障がい			1人	1人	1人
上記「共同生活援助」のうち、医療的ケアを必要とする人			3人	3人	3人
施設入所支援	主に夜間に入所している施設において、入浴・排せつ・食事などの介護、生活などに関する相談や助言など必要な日常生活上の支援を行います。	利用者数	107人	107人	107人
地域生活支援拠点等	障がいのある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。主な機能として、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・要請、地域の体制づくりの5つを柱としています。		本編 P.28参照 (3-3. 地域生活支援の充実)		

4. 相談支援

本編 P.47～参照

(1月あたり)

	事業内容		量の見込み		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	障がいのある人の抱える課題の解決と適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、支給決定時にサービス等利用計画の作成などを行います。また、支給決定後、一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直し(モニタリング)を行います。障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する障がいのある人全員が対象となります。	利用者数	73人	77人	80人
地域移行支援	障害者支援施設※、精神科病院、児童福祉施設などを利用する18歳以上の障がいのある人を対象に、地域生活に移行するための地域移行支援計画の作成や相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整などを行います。	利用者数	3人	3人	3人
地域定着支援	居宅において、単身で生活する人などを対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態などの相談や緊急訪問、緊急対応などを行います。	利用者数	1人	1人	1人

※ 障害者支援施設とは、施設入所支援と施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいいます。

5. 障害児通所支援、障害児相談支援等

本編 P.49～参照

(1月あたり)

	事業内容		量の見込み		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	未就学の療育が必要な子(理学療法などの機能訓練等を必要とする子を含む)に日常生活における基本的な動作の指導や集団生活に適應できるよう、療育を通じて支援を行います。	利用児童数	339人	358人	358人
		利用量	2,179日	2,319日	2,319日
医療型児童発達支援		利用児童数	児童発達支援に一元化		
		利用量			
放課後等デイサービス	就学している障がいのある子に対し、放課後または休業日における居場所の確保を図る観点から、生活能力の向上や社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。	利用児童数	629人	665人	665人
		利用量	6,048日	6,491日	6,491日
保育所等訪問支援	他の子どもとの集団生活に適應できるよう、療育が必要な子が集団生活を営む施設を訪問し、専門的な支援などを行います。 ①療育が必要な子への支援(集団生活適應のための訓練など) ②訪問先施設のスタッフへの支援(支援方法の指導など)	利用児童数	15人	15人	15人
		利用量	8日	8日	8日
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などで、児童発達支援などの障害児通所支援を利用するための外出が著しく困難な子の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や生活能力の向上のために必要な訓練などを行います。	利用児童数	1人	1人	1人
		利用量	5日	5日	5日
障害児相談支援	療育が必要な子と保護者の抱える課題の解決と適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、支給決定時に障害児支援利用計画の作成などを行います。また、支給決定後、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い計画の見直し(モニタリング)を行います。	利用児童数	37人	38人	40人
医療的ケア児等の配置人数	専門的な知識と経験に基づき、医療的ケア児などの支援に関わる関係機関との連携を図り、本人の健康を維持しつつ生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システム構築のための総合調整を行う人のことです。	一年あたりの配置人数	1人	1人	1人

6. 発達障がいのある人等への支援

本編 P.52～参照

【事業の内容】

ペアレントトレーニング

保護者や養育者を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通じて学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善を目指すとともに、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つです。

ペアレントプログラム

子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的とした簡易的なプログラムです。「行動で考える」「(叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを)ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間を見つける」という3つの目標に向けて取り組みます。

「障がい」という言葉を使用しないで、子育て支援での活用もできます。

ペアレントメンター

メンターとは、「信頼のおける仲間」という意味です。発達障がいのある子を育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性を伝えるサポートブックの作成、情報提供などを行います。ペアレントメンターは、地域で実施している養成研修を経て活動をしています。また、地域にて円滑にメンター活動が行われるようペアレントメンター・コーディネーターが調整などを行います。

ピアサポート

「ピア」とは、「仲間」「同輩」などと訳され、立場や境遇、経験などを共にする人たちを表す言葉です。「ピアサポート」とは、同じような立場や課題を経験してきたことを生かして、仲間同士が対等に支え合うことを表します。

(1年あたり)

	量の見込み		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)および実施者数(支援者)	検討	検討	実施
ペアレントメンターの人数	1人	1人	1人
ピアサポートの活動への参加者数	検討	検討	実施

7. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

本編 P.54～参照

【事業の内容】

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

精神障がいのある人が地域の一員として自分らしく安心して暮らしていくための、医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのことです。

	量の見込み		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数 (1年あたり)	1回	1回	1回
保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 (1回あたり)	38人	38人	38人
うち、保健関係者	1人	1人	1人
うち、医療関係者(精神科)	14人	14人	14人
うち、医療関係者(精神科以外)	2人	2人	2人
うち、福祉関係者	15人	15人	15人
うち、介護関係者	3人	3人	3人
うち、当事者または家族	3人	3人	3人
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定および 評価の実施回数(1年あたり)	1回	1回	1回
精神障がいのある人の地域移行支援の利用者数(1月あたり)	3人	3人	3人
精神障がいのある人の地域定着支援の利用者数(1月あたり)	1人	1人	1人
精神障がいのある人の共同生活援助の利用者数(1月あたり)	118人	134人	134人
精神障がいのある人の自立生活援助の利用者数(1月あたり)	2人	2人	2人
精神障がいのある人の自立訓練(生活訓練)の利用者数(1月あたり)	34人	34人	34人

8. 相談支援体制の充実・強化のための取り組み

本編 P.56参照

(1年あたり)

	見込みまたは量の見込み		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	実施	実施	実施
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化			
地域の相談支援事業所に対する訪問などによる専門的な指導・助言件数	35 件	35 件	35 件
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	5 件	5 件	5 件
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	3 回	3 回	3 回
地域共生協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善(新設)	実施	実施	実施

9. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組み

本編 P.57参照

(1年あたり)

	見込みまたは量の見込み		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への参加者数	9 人	9 人	9 人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有			
事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	検討	実施	実施
実施回数	検討	1 回	1 回

1. 必須事業

本編 P.59～参照

(1) 理解促進研修・啓発事業

	事業内容	見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修 ・啓発事業	障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去と共生社会の実現を図るために、市民に対して障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発を行う事業です。	実施	実施	実施

(2) 自発的活動支援事業

	事業内容	見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動 支援事業	障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民などが自発的に行う活動を支援する事業です。	実施	実施	実施

(3) 相談支援事業

(1年あたり)

	事業内容	見込みまたは量の見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者 相談支援事業 (実施事業所数)	障がいのある人やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行います。また、障がいのある人への虐待防止や差別解消など、権利擁護のために必要な援助を行います。基幹相談支援センターは、地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として相談等の業務を総合的に行います。	12カ所	13カ所	14カ所
基幹相談支援 センター		設置	設置	設置
基幹相談支援 センター等 機能強化事業	基幹相談支援センター等に専門的職員を配置するなど、相談支援体制を強化する取り組みを行います。	実施	実施	実施
住宅入居等 支援事業 (居住サポート事業)	賃貸契約による一般住宅への入居にあたって支援が必要な障がいのある人について、入居支援などを行います。	4人	4人	4人

(4) 成年後見制度利用支援事業

(1年あたり)

	事業内容	量の見込み(実利用者数)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用 支援事業	障がいのある人の権利擁護を図るために、成年後見制度による支援を必要とする障がいのある人に、成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用など)や後見人などの報酬の全部または一部を助成する事業です。	14人	16人	18人

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

	事業内容	見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 法人後見支援事業	障がいのある人の権利擁護を図るために、成年後見制度における後見などの業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。	実施	実施	実施

(6) 意思疎通支援事業

(1年あたり)

	事業内容		量の見込み		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・ 要約筆記者 派遣事業	障がいのある人の意思疎通の円滑化を図り社会参加を促進するために、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業や手話通訳者を設置する事業など、意思疎通に係る支援を行う事業です。	実利用者数	27人	29人	31人
		延派遣件数	432件	464件	496件
手話通訳者 設置事業		実設置者数	3人	3人	3人

(7) 日常生活用具給付等事業

(延利用件数:1年あたり)

	事業内容		量の見込み		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具 給付等事業	障がいのある人の日常生活を支援するために、日常生活に必要な福祉用具(障がいのある人のために製作や改良、開発された物など)を給付または貸与する事業です。	介護・訓練 支援用具	8件	8件	8件
		自立生活 支援用具	27件	27件	27件
		在宅療養等 支援用具	12件	10件	9件
		情報・意思疎通 支援用具	147件	151件	156件
		居宅生活動作 補助用具 (住宅改修費)	1件	1件	1件
		排泄管理 支援用具※	1,320件	1,320件	1,320件

※ 1カ月分を1件としています。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

(1年あたり)

	事業内容		量の見込み		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員 養成研修事業	聴覚障がいのある人の自立した生活の支援のために、聴覚障がいのある人との交流の促進や支援者として期待される手話奉仕員を養成するため、日常会話程度の手話表現技術を習得する研修(2年間)を実施する事業です。	実研修 修了者数	15人	20人	15人

(9) 移動支援事業

(1年あたり)

	事業内容		量の見込み		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人の自立生活や社会参加を支援するために、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の際に、ヘルパーを派遣し、移動に必要な支援を行う事業です。	実利用者数	120人	125人	130人
		延利用時間数	9,000時間	9,375時間	9,750時間

(10) 地域活動支援センター事業

(1年あたり)

	事業内容		量の見込み		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	障がいのある人の地域生活支援の促進を図るために、地域の実情に応じて「基礎的事業」と、基礎的事業を充実強化するための「機能強化事業」を実施する事業です。	市内実施事業所数	2カ所	2カ所	2カ所
		市内事業所実利用者数	165人	164人	163人
		市外実施事業所数	5カ所	5カ所	5カ所
		市外事業所実利用者数	6人	6人	5人

2. 任意事業

本編 P.68~参照

(1) 訪問入浴サービス事業

(1年あたり)

事業内容		量の見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がいのある人の衛生的な生活を確保し、生活の質が向上するよう、家庭の浴槽での入浴が困難な障がいのある人に、専用浴槽を家庭に運び、入浴サービスを提供する事業です。	実利用者数	18人	18人	18人
	延利用回数	1,230回	1,230回	1,230回

(2) 日中一時支援事業

(1年あたり)

事業内容		量の見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
家族の就労支援や一時的な休息を確保するために、障がいのある人に活動の場を提供し、見守りや訓練などを行う事業です。	実利用者数	231人	217人	205人
	延利用回数	21,947回	21,764回	21,583回

(3) 点字・声の広報等発行事業

事業内容	見込み		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
文字による情報入手が困難な障がいのある人の社会参加の促進のために、点訳または音声訳などにより、市の広報など地域生活に必要な情報を定期的または適宜提供する事業です。	実施	実施	実施

(4) 自動車運転免許取得・改造助成事業

(1年あたり)

事業内容		量の見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がいのある人の社会参加の促進のために、自動車の免許取得を必要とする場合や、自らが所有し運転する自動車の装置の一部を改造することが必要な場合に、その費用の一部を助成する事業です。	自動車運転免許取得助成事業 実利用者数	1人	1人	1人
	自動車改造助成事業 実利用者数	2人	2人	2人

(5) 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

(1年あたり)

事業内容		量の見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度障がいのある人が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、重度障がいのある人に対して修学に必要な身体介護等を提供し、障がいのある人の社会参加を促進することを目的として実施する事業です。	重度訪問介護利用者の大学修学支援事業 実利用者数	1人	1人	2人

※重度訪問介護利用者の大学修学支援事業を令和5年4月1日より開始しました。



**第7期習志野市障がい福祉計画
第3期習志野市障がい児福祉計画
【概要版】**

令和6年3月

発行 習志野市

編集 習志野市 健康福祉部 障がい福祉課

〒275-8601

住 所：習志野市鷺沼2丁目1番1号

電話番号：047-451-1151（代）

F A X：047-453-9309

047-451-6851（聴覚・言語障がい者専用）

e-mail：syogaifu@city.narashino.lg.jp

この計画書は、習志野市ホームページからダウンロードすることもできます。

[\(https://www.city.narashino.lg.jp/\)](https://www.city.narashino.lg.jp/)